

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

県教委、昨年度断念した定時制給食のデリバリー方式に固執

2010年9月、茨城県教育委員会は突然、県内の定時制給食実施校に対して、給食の仕出し弁当方式（「デリバリー方式」）への転換を提案した。方針を知った茨高教組定通部がただちに対応し、対象校のすべてが反対の上申を行うなど、仕出し弁当方式反対の声があげられた。これにより2011年4月からの仕出し弁当方式実施は見送られた。

栄養士有志の取り組み

しかし2011年度に入って、県教育委員会は、2012年度からの仕出し弁当方式導入を目論んで対象校の調査を始めた。

県教育委員会の動向を知った夜間定時制給食を担当する栄養士の有志を中心に、夜間定時制の給食を考える懇談会が、すでに2回開催された。

参加した栄養士は、「現在の自校方式の給食では、加工食品などに多く含まれる食品添加物などに注意し、ほぼ手作りにしている。野菜や肉、魚などは産地を指定し、食の安全と子どもたちの健康に気を配って作っている」、「自校方式の給食は、経済的理由で一日一食となっている生徒にもバランスのとれた温かい食事を安価で提供することができる。もし、給食がなくなれば、毎日100円のハンバーガーにな

ることも心配だ」と語っている。そして、「生徒たちに安心して安全な給食を提供したい」、「栄養的にも量的にも生徒の実態にあった給食を提供したい」との思いから、県議会請願署名にとりくむことを決めた。

経費削減で教育破壊

仕出し弁当方式は、「効率性」、「採算性」のものさしで、教育を歪め、教育を後退させようとするもので、教育的観点に欠けている。学校給食は学校教育の一環であり、とりわけ様々な困難を抱えながら学ぶ夜間定時制の生徒にとっては、極めて貴重な

高教組ひたちなか支部が定期大会開催し運動方針を確認

2011年6月30日、勝田子どもセンターにおいて、茨高教組ひたちなか支部大会が開催された。6分会11名と執行部2名が参加し、2010年度総括、決算を確認し、以下の2011年度運動方針が確認された。

1 平和と民主主義を守る

関係団体と連携し、憲法改悪を許さず、教育改悪の具体化を許さないとりくみを行う。

2 職場と教育

いまだ採択されていない那珂市、ひたちなか市に対し、少人

数学級を求める自治体陳情を行う。支部学習会を開催する。

3 組織拡大・強化

組合員を増やすため、可能な限り職場の未組合員との対話を行う。未結集分会には本部と連携して職場訪問を行う。支部委員会を定期的に開催する。

続いて役員選挙により選出された、田山支部長ら新役員が確認された。

ひたちなか支部は毎月、勝田子どもセンターを会場に支部委員会を開催している。定期的な支部委員での職場状況の交流、情勢の確認が、分会活動の活性化につながっている。■



「教育の場」となっている。経費削減のみを目的としたデリバリー方式の導入は夜間定時制高校の教育そのものを壊していくことになる。

茨高教組は定時制の栄養士のとりくみを全面的に支援し、生徒・父母・教職員、すべての県民に訴え、県教育委員会の仕出し弁当への転換方針を撤回させ、

夜間定時制の給食の充実を求める署名のとりくみをすすめていく。■

高教組独自測定で校内ホットスポット見つけ出し除染

県央から県南にかけて広がる高度汚染地域の測定に着手

教育委員の発言と教育庁の抵抗

6月27日、茨城県教育委員会の定例の会議が開催され、6月になって県立学校の放射線量測定がおこなわれた件がとりあげられた。委員長の久保博之が「測定器が1校1台あってもいいのではないかと」発言したほか、委員の福岡和子が県央から

県南にかけてのホットスポットについては「測定器を増やして優先的にモニター」すべきだと発言した。そのほか、プールや給食の放射能汚染についても要望や質問が出された（朝日新聞、2011年6月28日県版、なお議事録は今月末公開予定）。3月23日、4月22日、5月30日の3回の会議では、福島第一原子力発電所の事故による放射能

汚染についてはまったく発言せず（4月にひとことプールについて質問があった）、事態を座視してきた教育委員らも遅まきながら危機感をもつにいたったようである。文部科学省が4月19日に通達した年間20mSvまでの被曝を許容する「暫定的考え方」が、原発事故に関する世論動向を根本的に転換させたことを物語るものと言えるだろう。

これに対し臨席していた県教育庁の幹部職員らは、測定器を「教委独自に備える予定はない」と述べたほか、プールや給食については文部科学省の「暫定基準」や県農林水産部の検査を理由に「安全」だと主張したという。教育委員らが遅ればせながら具体的取組みを求めたのに対し、県教育庁の次長と課長が、国や県知事の指示を墨守して事故発生以来3か月以上の期間をほとんど無為無策のまま過ごし、幼児児童生徒の放射線被曝の低減策をすべて回避し続けている。複数の教育委員が具体的対策を

求めたのに対して、事務局の県教育庁が抗弁や反論を試みて抵抗する。県教育庁は条例や教育委員会規則を無視して行動する集団のようである。

行政に対応を求めることを断念

茨城県高等学校教職員組合は、県内すべての学校における放射線の測定をおこなうため、ガイガーカウンターを複数購入し、6月末以降、ホットスポット地域の学校を中心に測定をすすめている。近日中に結果をウェブサイトで公表する予定であるが、

ここでは一例を示す。

7月1日に、霞ヶ浦豊学校と美浦養護学校での測定をおこなった。稲敷郡阿見町にある霞ヶ浦豊学校は、6月7日から10日にかけて県教育庁が実施した校庭の地上高1mでの測定で、県内121校（高校・特別支援学校）中、最高値の0.50 μ Sv/hを示した。美浦養護学校はそこから約8km東の稲敷郡美浦村にあり、県内でも上位5番目の0.33 μ Sv/hだった。（県教育庁のウェブサイトでは、校庭の5

か所での測定値の「平均」が示されている。機器は小数点以下2位まで表示するのだが、5つの値を「平均」し、小数点以下3位まで表示している。誤りを指摘したが、保健体育課は訂正していない。ここでは、元データを入手して校庭中央での数値と比較した。）

流れだまりでは4倍の放射線

右図は、美浦養護学校での測定結果である（11:30-13:15、天候＝晴れ。使用機器＝Ecotest社、Terra MKS-05）。約50か所を測定し、同様傾向のものを除いて概要を表示した。図の右上、校庭中央の土の部分では地上高1mでは県の測定値とほぼ同じ0.35 μ Sv/hであった（地表面では0.37 μ Sv/h）。同校は、校庭中央部を除き、校庭周辺部や校舎の周囲の中庭

部分が、ほとんど芝になっており、数値はおおむね0.36 μ Sv/h（地表面）である。これは、正門から管理棟・小学部棟にかけての舗装面やタイル面の0.17 μ Sv/hの2倍近い（ただし、タイル床でも校舎北側の基礎部分の雨水や土がたまりやすいところは4倍程度になる）。

図の最上部の「作業室」の雨樋のない軒下では2.06 μ Sv/hになっている。雨によって屋根から洗い流された放射性物質が排水されないまま下の土に溜まったのである。

同様に、小学部棟南側の中庭にある「築山」下の砂場は、1.26 μ Sv/hと周囲の4倍近い値を示している。滑り台は雨で洗われるために、舗装面やタイル同様の値になるが、その分が流れ落ちて直下の奥行き30cmほどの部分の砂に集中的に溜まったようだ。

さっそく、同校の教職員が砂を深さ15cmほど掘り返して除去した。7月6日に再度測定したところ、0.30 μ Sv/hに低下していた。

高さ1mの測定だけでは無意味

砂を除去する前に1.26 μ Sv/hだった砂場は、1mの高さで測定しても、周囲と同じ0.26 μ Sv/hにすぎなかった。吹き溜まりや雨溜まりで、周囲の何倍もの高線量になる部分であっても、1mの高さだけ測定しては絶対に見つからないのだ。常に1m以上離れているのならよいが、いつわりの「安全」宣言のもと、滑り台から砂場に勢いよく突入する児童は、外部被曝だけでなく、砂粒を吸引することによる内部被曝も受けることになる。

行政の意図的隠蔽に抗して

文部科学省や茨城県教育庁は、高さ1m、せいぜい50cmでの測定にこだわり、絶対に地表面の測定をしない。放射性物質による汚染の実情があきらかになることを避けるためである。

現状においては、園児・児童・生徒の行動をよく知る住民・保護者・教職員がみずから、学校をはじめとする生活の場を測定しなければならない。それにより、校内や地域における“ホットスポット”を容易にみつけだすことができる。そして、洗浄や除去によってすくなくとも平均的なレベルまで線量を低下させることができるのである。■



モノクロ印刷ではわかりにくいですが、幅2メートルの滑り台の下は、3メートル×3メートルの砂場になっている。周囲は築山を含めて、芝になっており、おおむね0.36 μ Sv/h。滑り台のコンクリートは0.19 μ Sv/hであるが、滑り台の直下の砂が1.26 μ Sv/hとひととき高い数値を示した。（いずれも地表面）

